

平成29年第3回大衡村議会定例会会議録 第3号

平成29年9月7日（木曜日） 午前10時開議

出席議員（13名）

1番 石川 敏	2番 佐藤 貢	3番 早坂 豊弘
4番 佐々木春樹	6番 文屋 裕男	7番 小川 宗寿
8番 細川 幸郎	9番 高橋 浩之	10番 遠藤 昌一
11番 山路 澄雄	12番 佐々木金彌	13番 小川ひろみ
14番 細川 運一		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村長 萩原 達雄	副村長 斎藤 一郎
教育長 庄子 明宏	総務課長 早坂 勝伸
企画財政課長 佐野 克彦	住民生活課長 早坂紀美江
税務課長 大沼 善昭	健康福祉課長 残間 文広
産業振興課長 斎藤 浩	都市建設課長 後藤 広之
教育学習課長 八巻利栄子	生涯学習担当課長 文屋 寛
会計管理者 斎藤 善弘	

事務局出席職員氏名

事務局長 大友 末子 書記 高橋 吉輝 書記 佐藤 忠幸

議事日程（第1号）

平成29年9月7日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 同意第14号 大衡村教育委員会教育委員の任命について
- 第 3 議案第43号 大衡村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制

定について

- 第 4 議案第44号 大衡村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第45号 平成29年度大衡村一般会計予算の補正について
- 第 6 議案第46号 平成29年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 7 議案第47号 平成29年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正について
- 第 8 議案第48号 平成29年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 9 議案第49号 平成29年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正について
- 第10 議案第50号 平成29年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正について
- 第11 議案第51号 平成29年度大衡村宅地造成事業特別会計予算の補正について
- 第12 報告第5号 健全化判断比率並びに資金不足比率の状況について
- 第13 議案第52号 平成28年度大衡村一般会計歳入歳出決算認定について
- 第14 議案第53号 平成28年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第15 議案第54号 平成28年度大衡村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第16 議案第55号 平成28年度大衡村介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第17 議案第56号 平成28年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算認定について
- 第18 議案第57号 平成28年度大衡村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第19 議案第58号 平成28年度大衡村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第20 議案第59号 平成28年度大衡村水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）と同じ

午前10時00分 開 議

議長（細川運一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しますので、これより平成29年第3回大衡村議会定例会第3日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（細川運一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、1番石川 敏君、2番佐藤 貢君を指名いたします。

日程第2 同意第14号 大衡村教育委員会教育委員の任命について

議長（細川運一君） 日程第2、同意第14号、大衡村教育委員会教育委員の任命についてを議題といたします。

議案の朗読をさせます。事務局。

事務局（佐藤忠幸君） 同意第14号、大衡村教育委員会教育委員の任命について。

本村教育委員会教育委員を下記のとおり任命したい。

よって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

記

住 所 大衡村駒場字下宮前4番地

氏 名 斎藤さと子

生年月日 昭和49年7月27日

平成29年9月5日提出

大衡村長 萩原達雄

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） ここで、提案理由の説明を求めます。村長、登壇願います。

〔村長 萩原達雄君 登壇〕

村長（萩原達雄君） 皆さん、おはようございます。

同意第14号、教育委員の任命について、ご説明を申し上げさせていただきます。

今月30日をもって、現在教育委員を務めておられます齋藤さと子氏が任期満了となりますので、引き続き齋藤さと子氏を任命いたしたく、ご提案をいたすものでございます。

齋藤さと子氏は、昭和49年7月27日生まれの43歳で、平成25年10月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第5項に規定する保護者としての教育委員に就任されて以来、保護者代表として本村の学校教育はもちろんのこと、社会教育を含めた教育行政全般にわたる振興発展にご尽力をいただいておるところでございます。

氏は、温厚誠実で地域からの信望も高く、1期4年間の教育行政の実績と経験を踏まえ、本村教育委員の最適任者として任命いたしたく存じますので、何とぞご同意を賜りますようにお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくお願ひを申し上げます。

議長（細川運一君） お諮りします。本案は人事案件でありますので、質疑・討論を行わず、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。

これより、同意第14号、大衡村教育委員会教育委員の任命についてを採決いたします。

この採決は、会議規則第80条の規定により、無記名投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

議長（細川運一君） ただいま表決権を有する出席議員は12名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に6番文屋裕男君、7番小川宗寿君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（細川運一君） 念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。賛否を表明しない投票、すなわち白票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第82条の規定により否とみなします。

投票用紙の配付漏れ、ありませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

議長（細川運一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長の点呼に応じ、順次投票願います。

[点 呼]

[投 票]

議長（細川運一君） 投票漏れ、ありませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

直ちに開票を行います。6番文屋裕男君、7番小川宗寿君、開票の立ち会いをお願いいたします。

[開 票]

議長（細川運一君） 投票の結果を報告します。

投票総数 12票

有効票 12票

無効票 0票

です。

有効票のうち

賛成 11票

反対 1票

以上のとおり、賛成多数です。したがって、斎藤さと子君の教育委員の任命について、同意することに決定をいたしました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

日程第3 議案第43号 大衡村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第3、議案第43号、大衡村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） おはようございます。

議案書につきましては2ページ、新旧対照表につきましては1ページになりますが、新

旧対照表にてご説明申し上げます。

大衡村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の別表、一般廃棄物処理手数料について、単位と金額を改めるものでございます。

一般廃棄物100キログラムまでについては、現在「1,000円」でありますが、こちらを「1,500円」に改め、100キログラムを超えた場合の現行「50キログラム」を「10キログラム」とし、金額も「500円」から「150円」に改めるものでございます。

この手数料の引き上げにつきましては、平成30年度から稼働します新しいごみ焼却施設の運転管理費が増額となることから、黒川圏域で処理原価に対する手数料の費用負担の適正化を図る上で条例の改正を行うものであります。

施行日は、平成30年4月1日でございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第44号 大衡村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第4、議案第44号、大衡村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議案書は4ページ、5ページになります。

説明は、別紙の新旧対照表でご説明申し上げます。

今回の条例改正は、塩浪地区住宅団地整備に伴い、新たにときわ台南を給水区域に加えるため改正するものです。また、あわせて現在給水区域でない地名の削除と、地名の表記を改めるものでございます。

それでは、新旧対照表の2ページをごらんいただきたいと思います。

第2条の2項の給水区域のうち、大森地区の湯ノ沢、釜ノ沢、袖ノ沢、滝ノ沢、幕ノ沢、猫ノ森、樋ノ口、鎌砥裏について表記を改めるものでございます。

駒場地区について、中ノ内、彦右衛門橋の表記を改めるものでございます。

大衡地区について、桟木、鹿ノ田、3ページに移りまして、竹ノ内、竹ノ内前、竹ノ内沢の表記を改めるものでございます。

奥田地区について、中沢、中里、土手切を削りまして、中里の後にカンマを追加、熊野沢、上ノ沢について表記を改めるものでございます。

大瓜地区について、鹿前の表記を改めるものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。ときわ台の次に、新たにときわ台南を追加するものでございます。

次に、議案書5ページ、議案第44号別紙に戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第45号 平成29年度大衡村一般会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第5、議案第45号、平成29年度大衡村一般会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明をさせます。企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） 説明につきましては、議案第45号別紙でご説明申し上げます。

1ページをお開き願いたいと思います。

議案第45号別紙、平成29年度大衡村一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところ

による。

第1条につきましては、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,228万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億5,160万円とするものでございます。

第2条につきましては、地方債の補正に関する規定でございます。

続きまして、5ページをお開き願いたいと思います。

第2表、地方債の補正関係でございます。今回の変更といたしまして、臨時財政対策債1億5,000万円から1億2,430万円、2,570万円減額するものでございます。これにつきましては、確定によるものでございます。

続きまして、事項別明細でご説明申し上げます。

8ページをお開き願いたいと思います。歳入でございます。

1款2項1目固定資産税5,000万円の増、これにつきましては、徴収見込みにより補正を行っているところでございます。

11款1項1目地方交付税1億1,953万円の減となるものでございます。これにつきましては、普通交付税分でございまして、交付額の決定によるものでございます。

15款1項1目民生費国庫負担金32万2,000円の増、2節障害者福祉負担金、5節介護保険基盤安定負担金の増でございます。

2項1目民生費国庫補助金2,224万円の増、説明記載の補助金の増でございまして、認可外保育所の改修支援事業等による補助金の増ということでございます。

2目衛生費国庫補助金235万円の増、汚染牧草の試験焼却処理事業及び汚染廃棄物ほど木処理に係る補助金でございます。

5目特定施設防衛周辺整備調整交付金1億4,374万円の増でございます。これにつきましては、大鮒用排水路整備事業、万葉研修センター敷地整備事業、大衡小学校体育館改修事業、大衡中学校敷地整備事業、4つの事業にそれぞれ充当するものでございます。

3項1目総務費国庫委託金14万2,000円の増、自衛官募集事務委託金確定による増でございます。

2目民生費国庫委託金12万9,000円の増、年金事務委託金の増で、システム改修に係る事務費分でございます。

16款1項1目民生費県負担金14万7,000円の増、説明記載の負担金の増でございます。

2項1目総務費県補助金1,000円の増。土地利用規制対策事業補助金の確定によるもの

でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

3項1目総務費県委託金1万3,000円の減、説明記載の統計調査分の増減でございます。

これらにつきましては、いずれも額の確定によるものでございます。

18款1項2目指定寄附金20万円の増、民生部門1件分でございます。

19款1項1目後期高齢者医療特別会計繰入金9万1,000円の増、2目介護保険事業勘定特別会計繰入金287万3,000円の増。いずれも2つの会計の繰越額の確定による繰り入れでございます。

2項1目財政調整基金繰入金5,000万円の増。歳出見合いの財源の調整のため繰り入れをするものでございます。

20款1項1目繰越金1億462万7,000円の増でございます。繰越額の確定によるものでございます。

21款4項1目雑入66万5,000円の増、説明記載にありますとおり、2件分の部分でございます。

22款1項2目臨時財政対策債2,570万円の減でございます。これにつきましては、確定によるものでございます。

続きまして、歳出でございます。次のページをお開き願いたいと思います。

2款1項1目一般管理費でコンピューター管理費、財源の入れかえでございます。

5目財産管理費150万円の増でございます。村有地に係る支障木、除草に係る賃金、重機借り上げ料等を計上しているものでございます。

6目企画費、財源の入れかえでございます。

10目諸費33万9,000円の増、自衛官募集に係る看板製作委託料及び旧幼稚園舎利活用外部検討委員会の活動謝礼を計上しているものでございます。

4項1目選挙管理委員会費4万4,000円の増、政治活動用証票代共同発注としての消耗品を計上しているものでございます。

3目宮城県知事選挙費4万6,000円の増、役務費の増でございまして、郵便料の増というところでございます。

5項2目指定統計総務費1万1,000円の減、説明記載の統計調査の補助金の確定による調整でございます。

3款1項1目社会福祉総務費、3目老人福祉費、それぞれ財源の入れかえとなるもので

ございます。

4目障害者福祉費59万円の増でございます。補装具給付費に係る扶助費の増ということですございます。

2項4目児童館費135万2,000円の増でございます。児童館玄関ひさし修繕工事を修繕料から減額いたしまして、工事請負費に新たに計上するものでございます。及び、空調設備工事を工事請負費に計上しているものでございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

5目児童保育費2,581万5,000円の増でございます。19節負担金、補助及び交付金でございますけれども、説明記載の2件分の補助金で、認可外保育所の認可化移行に伴う施設の改裝事業の補助金及び運営費補助金を計上しているものでございます。

4款1項3目予防費6万4,000円の増、これにつきましては扶助費でございまして、ロタウイルス及びおたふく風邪の任意予防接種に係る経費を計上しているものでございます。

4目環境衛生費124万4,000円の減でございます。繰出金の減でございまして、戸別合併処理浄化槽会計への繰出金ということでございます。

2項2目塵芥処理費123万4,000円の増、汚染牧草試験焼却に係る運搬手数料及び委託料を計上しているものでございます。

5款1項2目農業総務費38万7,000円の増、事業費支弁による人件費の補正でござります。

3目農業振興費510万5,000円の増、7節賃金、13節委託料は、汚染廃棄物のほだ木の処理業務に係る経費を計上しているものでございます。18節の備品購入費につきましては、ウッドチッパー、木などを粉碎する機械でございますけれども、その購入の経費を計上しているものでございます。19節補助金につきましては、園芸振興支援事業補助金の計上でございます。

4目畜産振興費30万円の増、19節の補助金でございますけれども、水田飼料作物利用肉用牛生産対策事業の補助金を計上しているものでございます。

5目農地費2,384万4,000円の増、2節から4節までは大鮒用排水路整備事業に係ります人件費の補正、13節につきましては、大鮒用排水路整備事業に係る設計業務経費及び15節の工事請負費を計上しているものでございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

7款2項1目道路維持費1,355万4,000円の増でございます。11節消耗品につきましては、

除雪機械に係るチェーン等の消耗品、14節は除雪機械、グレーダー、ホイルローダー等々の賃借料をそれぞれ計上しているものでございます。

4項1目都市計画総務費22万1,000円の増でございます。4節は事業支弁に伴う人件費の補正、28節繰出金については宅造会計の確定に伴う調整でございます。

3目下水道費230万6,000円の減でございます。繰出金の減でございまして、下水道会計の繰越金確定に伴う調整でございます。

5項1目住宅管理費900万円の増でございます。退去や風呂釜修繕等に伴う修繕料の補正でございます。

8款1項2目非常備消防費74万1,000円の増でございます。備品購入費の増でございまして、各分団への無線機購入の経費でございます。

3目消防施設費800万円の増でございます。15節工事請負費でございますけれども、海老沢地区の防火水槽撤去工事代を計上しているものでございます。

9款1項2目事務局費2万円の増でございます。教育委員会用の封筒の印刷製本費でございます。

2項1目小学校の学校管理費でございます。7,798万9,000円の増で、内訳につきましては、2節から4節までは小学校体育館改修事業に伴う人件費の補正でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

11節は除雪機の修繕料の計上でございます。13節委託料は、体育館改修工事に伴う工事監理業務を計上しているものでございます。15節につきましては、体育館改修に伴う工事請負費の計上、18節につきましては、監視カメラ及び小学校体育館のステージ幕の購入経費を計上しているものでございます。

3項1目中学校の学校管理費でございます。5,611万5,000円の増でございます。11節は中学校敷地整備事業に伴う一般消耗品の計上、15節につきましては、敷地整備事業の工事請負費をそれぞれ計上しているものでございます。

4項1目社会教育総務費6万9,000円の増でございます。19節の負担金、補助及び交付金でございますけれども、全国青年大会参加に係ります補助金及び全国公民館研究集会大会の参加負担金の計上でございます。

5目万葉研修センター管理費255万円の増でございます。万葉研修センター敷地整備事業に係る消耗品及び工事請負費を計上しているものでございます。

6目美術館管理費5万5,000円の増でございます。講師謝礼及び費用弁償を計上してい

るものでございます。

5項3目学校給食センター管理費でございます。42万4,000円の増でございまして、内訳につきましては、18節の備品購入費、これにつきましては、エアコン及びA E Dの購入経費を計上しているものでございます。

13款1項予備費726万1,000円の増でございます。これにつきましては、財源調整によるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。佐々木春樹君。

4番（佐々木春樹君） 何点か確認の意味でお伺いします。

ほだ木、それから汚染牧草の処理の費用が補正として載っておりますけれども、その財源的な部分、どのぐらい負担があるのか。それから、準備としての補正なんだと思うのですけれども、いつごろから処理が始まっていくものなのか、おわかりでしたらお示しいただきたい。

それから、非常備消防の無線の配置ということでしたけれども、いつごろどのぐらいといったものが支給されるのかお伺いします。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） 汚染牧草の関係につきましては、試験焼却が12月から年度内開始の予定になってございます。補助対象につきましては、加速化事業で2分の1、そのほかにつきましては特別交付金ということでなってございます。ほだ木のチップ化につきましては、年内、ほだ木のチップ化を実施する予定でございまして、機器のリースの部分については加速化事業の適用となるものでございます。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君） ほだ木のチップ化処分です。それに関しましては、先ほど住民生活課のほうで財源の関係は申し上げましたが、加速化事業の部分と、あと特別交付税で一般財源分については手当てされる予定となってございます。

あと、ほだ木の処分につきましては、ちょっと今お話ししましたけれども、リースということではなくて、中型の粉碎機を人込みで委託料という形で発注いたしまして、その作業等については関係する農家の方々にお手伝いをいただく賃金という形で計上させていただいてございます。その処分の時期につきましては、チップ化する山になりますけれども、そこの草の状況を見ながら、今年度中にその辺の調整を行いながら実施をする予定と

なってございます。以上でございます。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） この事業ですけれども、まず歳入でございます。これにつきましては11ページになりますけれども、雑入のほうに消防団員安全装備品整備等助成事業61万1,000円を計上してございます。これは、消防団員等公務災害補償等共済基金、こちらで行っている補助事業でございまして、これを活用しまして非常備消防のほうで備品購入費ということでトランシーバー23台を購入するものでございます。各分団に2台を配備します。あとは本部で1台所有ということで、要は筒先とあとは機関員ですか、そちらの連携を図ることを目的として配備するものでございまして、予算成立後、早速に手続をとりたいと思っているものでございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

1番（石川 敏君） 歳入のほうで、特定防衛施設周辺整備調整交付金、合計で1億4,374万円という歳入ですが、充当事業として4件記載されております。大鮒用排水路、万葉研修センター、小学校、中学校、4件の充当事業ですけれども、それぞれの事業の工事の内容等について、お聞きしたいと思います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） 今回4件ほど、大鮒、万葉研修センター、中学校の部分でございます。大鮒用排水路につきましては、用排水路溝、延長でございますけれども、530メートルほどを措置している。万葉研修センターにつきましては、舗装工事の部分でございます。面積として2,300平方メートルほどの面積の舗装工事を予定している。あと、中学校敷地整備事業につきましては、実施設計も含めて駐輪場改修、あとは舗装を予定しているものでございます。小学校の部分も実施設計を含めた形で、トイレ改修、ひさし改修、あとは音響、電気関係の設備、床面に関しては次年度にフローリングですね。床のほうは次年度になるというところでございます。以上でございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

1番（石川 敏君） 中学校駐輪場、それから駐車場ですか、その辺の改修ということで、駐輪場というのは面積がどの程度の規模を予定されていますか。あと、駐輪台数ですか、予定台数等もあわせてお伺いします。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 中学校の自転車置き場ですけれども、現在200台ほどとめられる

駐輪場になっておりますが、新しい駐輪場につきましては、130台とめる建物となっておりまして、約230平方メートルの建物になる計画となっています。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

1番（石川 敏君） これから発注とか、いろいろ工期があると思うのですけれども、そういう工事関係の作業スケジュール的なものはどの程度固まっていますでしょうか。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 工事発注のための設計のほうはまとまっておりまして、現在交付金事務の交付申請をして、補助金の交付決定を待っている状況となっております。補正予算をお認めいただきましたら、早速今月中に発注の段取りを進めていきたいと考えております。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

2番（佐藤 貢君） 農地費の大鮒用排水路整備事業についてお伺いいたします。

今回の補正で委託料が31万5,000円、それから工事請負費が2,314万円計上されていますけれども、委託料に関しては設計費ということで、先ほどお話しさいました。工事請負のほうは本工事と理解したわけなのですけれども、当初予算で2,600万円ほど計上されたわけですけれども、その中に不動産鑑定やら実施設計、そういったものも含めての金額だと思うのですけれども、これが補正されないということは、さらに追加になったと理解してよろしいのでしょうか。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君） 防衛施設の調整交付金ですね。こちらの金額が確定といいますか、見込みが立ったこともあります、その金額に見合う分の工事区間を延長いたしまして、荒屋敷側から縦貫道路の既設の側溝があるのでけれども、そこまでの区間が今回の交付金の中で工事の施工ができる状態となったので、今回補正をしたということでございます。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

2番（佐藤 貢君） 今の説明でわかりました。それで、事業内容として延長がふえたとか、路線的に変更になったというところはなかったのでしょうか。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君） 延長等については、変わったということではなくて、用排水兼用の部分と、用水部分のところ、単独になる部分がございますので、その辺の若干の調整はございましたけれども、トータル的には一番上流側に大鮒ため池というのがあるのですけ

れども、そこから荒屋敷側までの区間の施工を予定してございます。ただ、平成29年度につきましては、先ほど申しましたように、縦貫道路の下というか、下流ということで計画しているものでございます。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） 歳出のほうで、まず12ページの総務管理費、先ほど説明の中に14節建設機械借上料、この内容について1点。

それから、次ページ、13ページ、児童館費でありますが、11節の修繕料、この内容について1点。

14ページ、児童福祉費の19節子どものための教育・保育給付費補助金、この内容について1点。

それから、15ページの農業費の振興で、18節の、先ほど説明はあったようですが、詳細にお尋ねしたいので、備品購入についての内容が1点。

それから、16ページ、土木費の14節使用料及び賃借料の建設機械借り上げ等々についての内容をお尋ねいたします。

議長（細川運一君） 5点ですか。

7番（小川宗寿君） はい。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） それでは、一番最初のご質問の、総務費の財産管理費の14節の50万円、あと賃金も含めてなのですが、これにつきましては、村有地の支障木及び除草等々について、これからやらなくてはいけない部分が3カ所ほどございます。予算的な部分、今まで2カ所ほどやってございますけれども、当初予算で足りない分を、それ以外の足りない分ということで、これから3カ所分の賃金及び重機借り上げ等々の予算を、100万円と50万円ということで予算を計上しているものでございます。あと、プラス・アルファ、いわゆる緊急時というのですか、それ以外の部分も含めた形での予算計上ということのご理解をお願いしたいと思います。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（残間文広君） まず、第1点の児童館費の修繕料のご質問でございますが、今回54万円減額してございます。こちらにつきましては、当初児童館の南側のひさしの天井裏のパネルの修繕を当初予算で計上してございますが、今回15節で空調設備の工事請負費を計上させていただいておりますので、同時発注ということで工事請負費に変更したもので

ございます。

続きまして、14ページの児童保育費の子ども・子育て支援事業の民生費補助金の関係でございますが、まず1点目の保育対策総合支援事業費補助金2,400万円でございます。こちらは村内の認可外保育所が認可化に向けた施設の改修費用の補助金でございまして、国が3分の2、村が12分の1、事業者が4分の1負担となってございます。

2点目の子どものための教育・保育給付費補助金181万5,000円でございますが、こちらも同認可外保育所が認可化に向けた事務経費の補助金でございまして、国が2分の1負担となってございます。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君） それでは、備品購入費138万7,000円の関係でございますけれども、これにつきましては、小型のウッドチッパーを購入する予定となってございます。これにつきましては、現在耕作放棄地あるいは遊休農地という形で集積を図ろうとしても、田んぼのほうが荒れているために、中には木が生えているといったようなところも多々見られるような状態になってございますので、生えた木とかそういうものを処分する際に、チッパーを使いまして粉碎するという形を想定してございます。

また、山間部におきましては、田のすぐ近くといいますか、木の枝が張り出してきているといったところも多々見られますけれども、そういったところを管理するために、切った枝等の処分についても、そちらを使いながら処分をしていっていただきたいということです。

なお、こちらにつきましては、小型のウッドチッパーでございまして、軽トラックに積載可能な大きさを想定してございます。そちらを村のほうで取得いたしまして、それを農家の方々に無償でお貸しをして、農地の環境整備を図っていただきたいということでの今回の計上でございます。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 16ページの道路維持費の14節使用料及び賃借料1,155万4,000円についてでございます。こちらは、除雪の関係の機械の借り上げに係る予算として補正をさせていただいておりまして、これまで作業機械につきましては、経営者の方がリースをしていただいて、作業していただいて、村が委託料として支出をしていたという方式でございましたが、この方式の場合、降雪量が少ない年については、請負者の方が受け取る委託料が、固定費となる機械の分を下回ってしまうというリスクを抱えていたという点であり

まして、その分を改善するために、今回村が借り上げするという方法で、契約方法を見直すということで予算補正させていただいているものでございます。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） 多くの内容についてご回答いただきましてありがとうございます。

まず、再度確認なのですが、建設機械借り上げということで、村有地3カ所というような説明でありましたが、その3カ所の内容を、再度詳細をお尋ねします。

それから、民生費の村内の民間の運営する保育所ということではありますが、現況の保育状況が認可されるための整備ということで、国の大好きな指針ということで、それに沿った事業だと思うのですが、今の保育状況、定員あるいは施設の状況ですね。いろんな指針に沿ったもので施行していかないかやないとは思うのですが、事業主が4分の1ということであります、トータル的にどのくらいを想定された事業内容なのかお尋ねします。

それから、農業費でありますが、ウッドチッパーということで、軽トラ積載可能なものということで、以前一般質問なりそういったもので村長もそういうようないぐねの処理を今後いろいろ検討していくのに、機械を購入して村で賃借というか、賃貸していくような方向を考えているということが早速実現するのだろうと思うのですが、この処分できる木のサイズ、どのくらいまでのやつがカットできるのか。そういう規格がわかれれば、詳細を再度紹介していただきたいと思います。

また、土木費の内容でしたが、昨年は降雪量が少ないとはいえ、グレーダーが故障で、いざ雪が降ったときに作業ができないということで、住民の方に大変ご迷惑をかけた前例から、やはり業者の方に現況を聞くと、自分たちの持っている機械の一番いいの、悪いの、いろいろあるらしいんですけども、當時使うものはどうしても當時使う側のほうに出さざるを得ないので、村から委託された部分には、出来高で精算ということだったので、今課長説明のあるように月借り上げとすれば、企業の負担も軽くなるとは思うのですが、それに沿った今回の助成がなるのかと思うのですが、その辺再度確認ということでご紹介願います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） それでは、ご説明申し上げます。

3カ所ということで、いずれも民家、作業小屋ですか、事業所等々に村有地から木が張り出しておいて、その支障木の除去ということで、個人名はちょっとふせさせていただきますけれども、場所的に言えば駒場の鉱山入り口の関係、あとは大森の堤下、あとは輸

送事業者に係る、ちょっと場所的な部分を言いますとあれですけれども、その3カ所に係る、いわゆる村有地から私有地に係る部分の支障木の除去に係る経費だということでのご理解をお願いしたいと思います。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（残間文広君） 認可外の保育所の認可化に向けての補助金でございます。当該事業所は、現在定員40名で運営してございまして、実質入所されているのは村外も含めまして20名前後とお聞きしてございます。その中で、事業者側が今後認可に向けた保育所にしたいというご意向でございまして、それを支援するということでの補助金でございます。保育所の認可化に向けた改修支援事業ということで、1施設当たり基準額が3,200万円でございます。これの国が3分の2、村12分の1、事業所が4分の1負担となってございます。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君） ウッドチッパー関係でございますけれども、まず粉碎可能な直径は125ミリでございます。エンジンはガソリンエンジンで14馬力で、最大処理能力といたしましては1時間に2.8立方メートルの機械を想定してございます。

また、オプションといたしましてロングハイショーターというのをつけまして、通常のオプション設置しない場合については、粉碎した木、チップですね、そういうものについては前面のほうに出される仕様なのですけれども、そちらを運んで利用する場合というのも想定されますので、それを上側から排出して軽トラック等に詰めるような、そういうオプションについてもセットで考えてございます。

なお、今回購入する予定につきましては、木質のチップと、あと竹の粉にする粉パウダーというのがあるのですけれども、そういう機能を備えた機械を想定してございまして、そちらについてはいろいろと土壤改良剤であるとか、あとはマルチング材とか、そういうものにも利用可能になるということになりますので、そういうことも想定しながら、今回予算を計上させていただいてございます。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 昨年度、機械トラブルによりまして除雪がおくれたという点につきましては、大変住民の皆さんにご迷惑をおかけし、申しわけなく思っております。今年度借り上げする機械につきましては、当然村で借り上げするというものになりますので、整備点検されたものを確保するようにしまして、絶対壊れないとは言えないのですが、そ

のようなことが起きないようにして確保したいと考えております。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） 村内の駒場地区あるいは大森ということで、村道に係る、覆い被さるような状況ということで、ぜひ今の状況は大衡を歩いても、こういう状況が多くなってきてています。特に自衛隊の裏、これも民地なのですが、不法投棄がどうしても継続されて、先般担当課でも業者を派遣して歩道と戦車道の清掃をしていただきましたが、やはり上から伸びる枝、樹木も大木になりつつあり、道路の環境も薄暗いというような状況だと、治安的な部分でも、街灯も少ないということですごく環境も悪いので、この辺も今後検討しながら、今回ウッドチッパーというような近代的な機械を処理していただくわけですから、貸し出すということでは、これは我々民間で借りることができるのか。あるいは、業者だけが使用なのか。あるいは、労働的なセキュリティーありますよね。ヘルメット着用とか、何かそういう部分も必要な扱いの機械なのか、料金的なもの、その辺ももし定めてあるのであれば、きょうのこの機会でご紹介できる内容であれば、ご紹介を賜りたいと思います。

あと、リサイクルとか堆肥化ということで、すごい画期的なものですので、早速事例として取り上げている部分には、私は大賛成なのですが、その辺も含めてご紹介をいただければと思います。

また、先ほどの村内の認可外の保育園ですが、40名定員、実質今20名ということですが、これは児童の都合で20名なのか、あるいは今後は40名でそのまで認可を受けようとしているものなのか、今保育士の人材不足というような部分で、運営をされている法人も人材確保に努力されているように聞いていますけれども、その辺村としては定員として何人まで認めた認可を受けようとする指導をしていくのか、あわせてお尋ねします。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（齋藤 浩君） ウッドチッパーの使用といいますか、そういったものについては無償で貸し出しをすることを想定しております。貸し出し先につきましては、農家あるいは農業生産法人、農業法人ですね、そういった方々を想定してございまして、一般の企業活動ということでされる場合には、そういった貸し出しが想定してございません。あくまでも農地の維持といいますか、環境整備ということがメインで考えてございます。

あと、貸し出しする際に、機械ですので、やはり貸し出しをする際には、作業する本人の方に来ていただいて、そこで取り扱いの説明をさせていただきながら、安全に作業していただけるように村のほうでも指導といいますか、そういったことを念頭に置きながら貸

し出しをやっていきたいと思ってございます。通常の農業するのと余り変わらないような機械でございますので、ヘルメット等、そういった防護についてはぜひしていただきたいなとは思いますけれども、東北のほうでは事例がちょっとないのですけれども、静岡とか関西、九州、そちらのほうではそういった事例が相当多くあります。普通の農家の方が農業キップ、普通の帽子を被りながら作業している状況なんかもいろいろネット上にも出ておりますので、ただ村のほうでお貸しするものですから、安全には最大限配慮していただくような指導をしながら、そういった貸し出しを行っていきたいなと思ってございます。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（残間文広君） 認可外保育所についてお答えいたします。

現在の入所状況が定員に満たないということで、どういう状況なのかといいますと、いわゆる認可外ですので、村内に限らず村外の方も入ります。一般的に親御さんは認可保育所に入れたいというのが気持ちとしてあろうかと思います。それに入れなかつたので、認可外に預けざるを得ないということで、そういった状況で定員に満たない状況であるというようなことでございます。

指導をどうしているのかといいますと、現施設が40名定員でございますので、事業者側としては同程度の規模で認可をとりたい。その認可をとるためには、現施設においてトイレの改修であるとか、給食設備を整えるといった改修が必要なので、それに伴う先ほどの補助金ということでございますので、当面は、当初40名定員で始めたいということでお話を伺っておりますので、詳細は現在今詰めている段階でございますので、私ども県に相談に行くなど支援をしていきたいと思ってございます。

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。

再開を11時15分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高橋浩之君。

9番（高橋浩之君） 17ページ、消防施設費の中の工事請負費800万円についてお伺いします。

先ほどの説明ですと、海老沢地区の防火水槽の撤去というような説明をいただいたわけ

なのですけれども、その詳しい内容、そしてその防火水槽を撤去した後の代替えというか、水利の確保の点についての新たな方策、あるいはもう既にあるからいいのかどうか、そこら辺の説明とともに、防火水槽の撤去はどういう形で行うのか、お伺いします。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） この点でありますけれども、防火水槽であります。これは昭和50年に整備されたものでして、当時ですね、コンクリート現場打ち40トンのものを整備してございます。ただ、整備した場所というのが個人の宅地の中にある防火水槽でございまして、その所有者の方から、今後の土地の利用等々を考えた場合、この防火水槽がどうしてもネックになるということで、今回撤去するものでございます。なお、撤去するに当たりましては、かわりの水利といたしまして消火栓を整備するものでございます。

また、工事の内容でありますけれども、防火水槽全てを撤去するのではなくて、現場から1メートル部分を取り除きまして、本体部分は半分以上残るわけでありますけれども、水抜きの施工をしまして、埋め戻して宅地にしてお返しするというものでございます。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

9番（高橋浩之君） 確かにあそこは個人のお宅の門口にある防火水槽でしたので、どういう処置をして撤去するのかなというのを確認したかったことと、今度は防火水槽40トンの部分を、今度消火栓で新たに設置すると思うのですけれども、そうするとやはりきのうの質問に入ってしまうのですけれども、道路の整備も一緒にやったほうがいいのではないかと改めて思うところでございます。

それは別として、やはり防火のための水利の確保はきちんとしていただきたいと思いますので、その辺の考えをもう一度お伺いします。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） 代替施設ですね。防火水槽を新設する場所、こちらも一応検討したわけでありますけれども、近辺に適地といいますか、そういうものがございませんでしたので、今回は撤去して、消火栓の設置にとどめるというものでございます。

なお、こちら総務課としての考え方でありますけれども、昨日の一般質問にありましたように、海老沢の村道が整備された場合、道路に埋め込み式といいますか、道路の下に配置する防火水槽の整備も可能になるのかなとは思っているところであります。

議長（細川運一君） ほかにございませんか。早坂豊弘君。

3番（早坂豊弘君） 質問することをいろいろみんなに言われてしまったので、一つ取り上げま

した。16ページ、土木費の中の第2項道路橋梁費についてお尋ねします。補正前の額が8,602万6,000円でしたか。そして、補正額で1,355万4,000円となって、その内訳が道路維持補修費と上がっております。大幅に上がった要因を教えていただければと思います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 今回1,355万4,000円増額となりましたのは、先ほどのご説明のとおり、除雪関係で契約方法を見直すということで、需要費といたしまして200万円、こちらは除雪機械関係の消耗品関係になります。14節につきましては、除雪機械の借り上げということで増額をさせていただいたものでございます。

議長（細川運一君） 早坂豊弘君。

3番（早坂豊弘君） 除雪関係の機械の借り上げということで、私も説明さっき聞いたのですけれども、やはりこんなにかかるものなのでしょうか。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 根拠といたしましては、今想定しておりますのが、除雪機械が13台になりますて、機械の賃借料につきまして、見積もり等々で比較しまして、金額を精査した形で計上させていただいております。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） 16ページ、住宅費、住宅管理費、900万円、こちらの内容の確認をしたいと思いますので、詳細をお伺いいたします。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） こちらの住宅費900万円につきましては、当初予算のほうで1,000万円ほど予算を計上させていただいておりますが、その後にこれまで支出した内容といたしましては、退去に伴う住宅の修繕、汚水排水の不良に伴う清掃作業、それと風呂釜の交換に係る修繕と、雨どい関係の対応としての修繕を支出しております、今後の支出見込みといたしまして、同じく風呂釜の交換の部分、あと退去に伴う修繕関係、それと五反田住宅1号棟で雨漏りの工事を昨年度にしておりますけれども、今度家の中側の修繕の部分を対応するものといたしまして積算をいたしまして、不足額900万円を補正させていただいたものとなっております。

議長（細川運一君） 細川幸郎君。

8番（細川幸郎） 歳入についてお伺いします。

固定資産税が5,000万円増額補正となっておりますけれども、どのような見込みで補正

になったのか詳しくお聞きしたいのが 1 点と、それから普通交付税が 1 億 1,953 万円減額されております。この辺ももう少し詳しくお聞かせください。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） まず、普通交付税の部分につきましてご説明申し上げます。

普通交付税の部分につきましては、基準財政需要額から基準財政収入額の過不足部分を普通交付税ということで交付されるわけでございます。その部分でございますけれども、いわゆる基準財政需要額のほうは、昨年度と比較いたしますと 600 万円ほどふえているところでございます。需要額がですね。基準財政収入額につきましては、逆に 1 億 6,000 万円ほど収入額がふえていると。その過不足部分を計算いたしますと、昨年度と比較いたしますと 1 億 6,000 万円ほど収入がふえているということでございますので、普通交付税が減っていると。その要因は何かと申し上げますと、一番基準財政収入額がふえた要因というのが、いわゆる固定資産税の増ということで、その部分が大きい。それ以外にも過不足等々はあるのでございますけれども、固定資産税の部分が大きいのかなと思っているところでございます。

あと、税の関係でございますけれども、固定資産税については、徴収見合い額ということで、例年 12 月に追加補正という形でやっていたものでございます。中身については固定資産税の部分になるわけでございますけれども、昨年で言えば、12 月で追加補正という形でやっていた部分でございますけれども、今年度については財調の繰り入れ等々でやってもよかったですですが、一応今回 9 月で、前倒しで固定資産税の一部を収入として見ていただいたというところでございます。

議長（細川運一君） 細川幸郎君。

8 番（細川幸郎） 固定資産税の部分で、例年ですと 12 月にやっていたものが、今年度は 9 月にしたという、その理由は何でしょうか。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） 全額というか、一応財政調整基金で繰り入れてもよかったでするのでございますけれども、それだとちょっと補正予算が組めないというか、財調の繰り入れだけでその部分を賄うというのも、ちょっと難しかった部分もございますので、一部ですけれども、一部 5,000 万円、昨年で言えば 12 月に 1 億 2,000 万円ほど固定資産税を増額補正しているわけでございますけれども、その一部を今回 9 月で税として見させていただいたというところでございます。

議長（細川運一君） 遠藤昌一君。

10番（遠藤昌一君） 佐々木春樹議員と類似すると思いますけれども、塵芥処理費の説明の中で、汚染牧草の試験焼却ということでございますが、試験ですから、その数量、大体幾らのトン数というか、規模高と、もちろん試験ですから、焼却してみないと試験結果は出ませんけれども、その後の対応まで考えているのか、ちょっと伺います。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） 今回、汚染廃棄物としまして、汚染牧草の試験焼却分、2クールということで、1クール1カ月と見込んでおりまして、こちらにつきましては、試験焼却を6クール実施するということで県のほうから話がございまして、そのうち平成29年度内には4クール実施する。新年度で2クール実施するということになっておりまして、現段階では黒川圏域内での大衡、大和、大郷の3つの町村で、どの順番で実施するかは、まだこれから検討になりますが、黒川圏域内で2クールずつ補正を組んで、その後どの順番で実施するかを検討するということでございました。

実際に焼却する部分につきましては、一般ごみの押し出し分ということで、予算計上させておりますけれども、そちら5トンずつ2クール分ということで、1日1トン焼却を限度としまして、1クール5日間、1週間の焼却なのですが、その2クール分ということで、計10トンということで見込んでございます。

議長（細川運一君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第46号 平成29年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正
について

議長（細川運一君） 日程第6、議案第46号、平成29年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

議長（細川運一君） 本案の説明をさせます。住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） それでは、議案第46号別紙でご説明申し上げます。

議案第46号別紙。平成29年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正についての規定でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,114万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,114万5,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。

歳入でございます。

9款1項1目繰越金1,114万5,000円の増、前年度からの繰越金、こちらにつきましては、1,814万5,704円でございました。

続きまして、7ページの歳出でございます。

11款1項3目償還金686万円の増でございます。23節償還金利子及び割引料で、こちらにつきましては、説明記載にありますとおり、国庫補助返還金651万8,000円は、平成28年度特定健診保健指導の国庫負担金と療養給付費等負担金の返還分で、県補助返還金8万6,000円は、特定健診保健指導の県負担金の返還金でございます。療養給付費交付金返還金25万6,000円につきましては、退職者医療療養給付費等の返還金でございます。

12款1項1目予備費428万5,000円の増につきましては、財源調整でございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第47号 平成29年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第7、議案第47号、平成29年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明をさせます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） それでは、議案第47号別紙でご説明申し上げます。

1ページをごらんいただきたいと思います。

平成29年度大衡村下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入予算の補正について定めたものでございます。歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は「第1表 岁入補正予算」によるものでございます。

続きまして、事項別明細書でご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。

歳入について。3款1項1目一般会計繰入金230万6,000円の減と、4款1項1目繰越金230万6,000円の増につきましては、平成28年度繰越金確定に伴う補正となっております。

簡単ですが、説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第48号 平成29年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第8、議案第48号、平成29年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明をさせます。健康福祉課長長。

健康福祉課長（残間文弘君） 議案第48号別紙でご説明申し上げます。

平成29年度大衡村介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正について定めたものでございます。歳入歳出予算の総額

に歳入歳出それぞれ2,708万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,358万3,000円とするものでございます。。

内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。6ページをお願いいたします。

まず、歳入です。

3款1項1目介護給付費負担金92万1,000円の減、当初交付申請に係る交付決定によるものでございます。

2項3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）13万5,000円の増、平成28年度補助金に係る精算による追加交付でございます。

4款1項1目介護給付費交付金623万8,000円の増、こちらにつきましても当初交付申請に係る交付決定によるものでございます。

5款1項1目介護給付費負担金89万9,000円の増、こちらにつきましても交付決定によるものでございます。

3項2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）6万7,000円の増、こちらは過年度分で、平成28年度精算による追加交付でございます。

8款1項1目介護サービス計画収入54万6,000円の増。総合事業に係るケアプラン収入でございます。

9款1項1目繰越金、平成28年度繰越金の確定による増で2,011万9,000円の増でございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

2款1項1目居宅介護サービス給付費900万円の増、6月給付実績による今後の給付見込みを見込んだものでございまして、居宅介護サービス給付事業が800万円の増、介護予防サービス給付事業が100万円の増となってございます。

2節施設介護サービス給付費につきましては、財源の入れかえでございます。

5目居宅介護サービス計画給付費500万円の増、こちらにつきましても6月給付実績による今後の給付見込みを見込んだ補正でございます。

6目地域密着型介護サービス給付費200万円の増、こちらにつきましても今後の給付見込みを見込んだ補正増でございます。

次に、4項1目特定入所者介護サービス等費100万円の増、こちらにつきましても給付実績による今後の給付見込みを見込んだものでございます。

3款1項2目介護予防ケアマネジメント事業費54万6,000円の増、こちらにつきましては、総合事業に係るケアプランの給付費でございます。

3項7目認知症総合支援事業費3万9,000円の増、こちらにつきましては、9節旅費で認知症初期集中支援チーム研修に係る旅費でございます。

次のページをお願いいたします。

3款4項1目審査支払手数料9,000円の増でございます。総合事業に係る国保連審査支払手数料でございます。

6款1項2目償還金461万6,000円の増。こちらにつきましては、平成28年度補助金の確定による国庫・県支払基金の返還金でございます。

2項1目一般会計繰出金288万3,000円の増。こちらにつきましては、平成28年度の一般会計繰り入れの精算によるものでございます。

7款1項1目予備費199万円の増、こちらにつきましては財源調整でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第49号 平成29年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第9、議案第49号、平成29年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） これより本案の説明をさせます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議案第49号を別紙でご説明申し上げます。

平成29年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入予算の補正について定めたものでございます。歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は「第1表　歳入補正予算」によるものでございます。

続きまして、事項別明細書でご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。

歳入について。4款1項1目一般会計繰入金124万4,000円の減と、5款1項1目繰越金124万4,000円の増につきましては、平成28年度からの繰越金確定に伴う補正となります。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君）　これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君）　異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10　議案第50号　平成29年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正について

議長（細川運一君）　日程第10、議案第50号、平成29年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君）　本案の説明をさせます。住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君）　それでは、議案第50号を別紙でご説明申し上げます。1ページをお開き願います。

議案第50号平成29年度大衡村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正についてでございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ94万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,341万7,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。6ページをお開き願います。歳入でございます。

4款1項1目繰越金94万4,000円の増、前年度からの繰越金94万5,548円でございます。

続きまして、7ページの歳出でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金85万4,000円の増。19節の負担金、補助及び交付金の補正で、平成28年度の出納整理期間中に納付された保険料分でございます。

3款2項1目一般会計繰出金9万2,000円の増、28節繰出金で、こちらにつきましては、繰越金と出納整理期間中の保険料額との調整によるものでございます。

4款1項1目予備費2,000円の減、こちらは財源調整でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君）これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君）異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第51号 平成29年度大衡村宅地造成事業特別会計予算の補正について

議長（細川運一君）日程第11、議案第51号、平成29年度大衡村宅地造成事業特別会計予算の補正についてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

議長（細川運一君）本案の説明をさせます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君）それでは、議案第51号を別紙でご説明申し上げます。

平成29年度大衡村宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入予算の補正について定めたものでございます。歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は「第1表 岁入補正予算」によるものでございます。

続きまして、事項別明細書でご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。

歳入について。

1款1項1目一般会計繰入金16万7,000円の減と、4款1項1目繰越金16万7,000円の増につきましては、平成28年度からの繰越金確定に伴う補正となっております。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 報告第5号 健全化判断比率並びに資金不足比率の状況について

議長（細川運一君） 日程第12、報告第5号、健全化判断比率並びに資金不足比率の状況についての報告を行います。

[議案は末尾に掲載]

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） それでは、議案書13ページをごらんいただきたいと思います。

報告第5号、健全化判断比率並びに資金不足比率の状況について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による健全化判断比率並びに、同法第22条第1項の規定による資金不足比率を別紙監査委員の意見を付して議会に報告するものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

別紙にてご説明申し上げます。

まず、1の健全化判断比率の公表等でございます。これにつきましては、財政健全化法第3条に基づくものでございます。中ほどでございますが、実質赤字比率並びに連結実質赤字比率、いずれにつきましてもマイナス数字、赤字になっておりますので、数値にはあらわれないものでございます。

実質公債費比率9.4%、昨年度より0.1%減となっております。引き続き経営健全状態が続いている状況でございます。

将来負担比率8.6%でございます。昨年についてはマイナスであったため、数字にはあ

らわれてきておりません。今回、数字として8.6という数字であらわれてきております。この要因として、いろいろ要因ございますけれども、特に大きな要因といたしましては、宅造会計において、平成28年度について本格的な宅地造成が行われたことにより、一般会計や民間資金の借入額が多額であったということのために、将来負担額が増加したためによるものでございます。

次に、2の資金不足比率の公表等でございます。これにつきましては、財政健全化法第22条によるものでございます。4事業ほどございます。まず、法適用の水道事業、法非適用下水道事業特別会計、法非適用戸別合併処理浄化槽特別会計、法非適用宅地造成事業会計、この4会計でございますけれども、いずれの会計につきましても資金不足に該当しないため、数値にはあらわれていないところでございます。

以上、ご報告申し上げます。

議長（細川運一君） ここで、監査委員から、平成28年度財政健全化判断比率並びに資金不足比率の審査に係る意見を求める。

渡邊保夫代表監査委員、登壇願います。

[代表監査委員 渡邊保夫君 登壇]

代表監査委員（渡邊保夫君） それでは初めに、平成28年度の健全化審査意見書を申し上げます。

表紙の次をお開きになっていただきます。

平成28年度普通会計財政健全化審査意見書。

1、審査の方法でございますが、この財政健全化審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、村長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

2の審査結果でございますが、（1）の総合意見、審査に付された下記、健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められると。

（2）になりますが、個別意見、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、④将来負担比率について、実質赤字になっておらず良好と認められる。③の実質公債費比率についてでございますが、平成28年度の実質公債費比率は9.4%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回り良好であると認めますと。

（3）の是正改善を要する事項は、特に指摘する事項はありません。

続きまして、次の健全化の地方公営のほうになりますが、平成28年度地方公営企業会計
経営健全化審査意見書。

1 といたしまして審査の方法、この財政健全化審査は、地方公共団体の財政の健全化に
関する法律第22条第1項の規定に基づき、村長から提出された資金不足比率及びその算定
の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いた
しました。

2 といたしまして審査結果、（1）の総合意見といたしまして、審査に付された下記、
資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されて
いるものと認められる。

（2）の個別意見ですが、資金不足比率について、水道事業会計、下水道事業会計、戸
別合併処理浄化槽特別会計、宅地造成事業特別会計について、平成28年度の資金不足はな
いと。

（3）の是正改善を要する事項は、特に指摘すべき事項はありませんでした。

以上でございます。

議長（細川運一君） 以上で、報告第5号、健全化判断比率並びに資金不足比率の状況について
の報告を終わります。

日程第13 議案第52号 平成28年度大衡村一般会計歳入歳出決算認定について

日程第14 議案第53号 平成28年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決
算認定について

日程第15 議案第54号 平成28年度大衡村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

日程第16 議案第55号 平成28年度大衡村介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認
定について

日程第17 議案第56号 平成28年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算
認定について

日程第18 議案第57号 平成28年度大衡村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
について

日程第19 議案第58号 平成28年度大衡村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

日程第20 議案第59号 平成28年度大衡村水道事業会計決算認定について

議長（細川運一君） ここでお諮りをいたします。

日程第13、議案第52号、平成28年度大衡村一般会計歳入歳出決算認定について、日程第14、議案第53号、平成28年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第15、議案第54号、平成28年度大衡村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第16、議案第55号、平成28年度大衡村介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第17、議案第56号、平成28年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算認定について、日程第18、議案第57号、平成28年度大衡村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第19、議案第58号、平成28年度大衡村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第20、議案第59号、平成28年度大衡村水道事業会計決算認定について、以上の8件は会議規則第36条の規定により一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、日程第13、議案第52号から日程第20、

議案第59号までの8件は一括議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） ここで休憩といたします。

再開を1時といたします。

午前1時56分 休憩

午後1時00分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

代表監査委員より発言を求められておりますので、これを許します。代表監査委員。

代表監査委員（渡邊保夫君） 大変申しわけございませんが、健全化審査意見書の中で、ご訂正をお願い申し上げます。

それで、平成28年度の普通会計財政健全化審査意見書の（2）の個別意見書の内容になりますが、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率については、実質赤字になっておらず良好と認める。③実質公債費比率について、平成28年度の実質公債費比率は9.4%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回り良好であると認める。④とい

たしまして、将来負担比率、平成28年度将来負担比率は8.6%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較するとこれを下回り、良好であると認めると。以上の文言の訂正をよろしくお願いします。大変申しわけありませんでした。

議長（細川運一君） 代表監査委員から報告の訂正がございましたので、皆さんご了解願いたいと思います。

議案第52号から議案第59号までの各議案について、それぞれ説明を求めます。

なお、説明は概要、要点についてのみ、簡潔に説明を願います。

一般会計は企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） それでは、一般会計についてご説明申し上げます。

決算書でございますが、1ページ、2ページをお開き願いたいと思います。

まず、歳入でございます。

1款の村税、1項の村民税から5項の特別土地保有税まで、合わせまして予算現額14億2,790万7,000円、調定額15億6,459万3,651円、収入済額14億8,790万3,302円、不納欠損額26万5,092円、記載の3税目分でございます。収入未済額7,642万5,257円、記載の4税目分でございます。

2款地方譲与税 1項地方揮発油譲与税、2項自動車重量譲与税、合わせまして予算現額4,795万5,000円、調定額並びに収入済額、同額でございまして4,795万5,000円でございます。

3款 1項利子割交付金、予算現額並びに調定額、収入済額、いずれも同額でございます。35万6,000円でございます。

4款 1項配当割交付金、予算現額並びに調定額、収入済額、これも同額でございまして102万8,000円でございます。

5款 1項株式等譲渡所得割交付金、これにつきましても同額で59万1,000円でございます。

6款 1項地方消費税交付金、これにつきましても同額でございます。1億4,778万5,000円でございます。

7款 1項ゴルフ場利用税交付金、予算現額1,582万8,000円、調定額並びに収入済額、同額でございます。1,582万8,735円でございます。

8款 1項自動車取得税交付金、これも同額でございまして1,015万1,000円でございます。

9款 1項国有提供施設等所在市町村助成交付金、これにつきましても同額でございまし

て2,804万9,000円でございます。

10款 1項地方特例交付金、これも同額でございまして395万円でございます。

11款 1項地方交付税、これも同じ額でございまして9億2,559万2,000円でございます。

12款 1項交通安全対策特別交付金、予算現額が150万円、調定額、収入済額が同額でございまして159万3,000円でございます。

13款の分担金及び負担金、1項の負担金、2項の分担金、合わせて予算現額が169万円、調定額が200万5,487円、収入済額186万1,487円、14万4,000円の収入未済額でございます。これについては保育料分でございます。

次のページでございます。

14款使用料及び手数料、1項の使用料、2項手数料、合わせまして予算現額8,789万6,000円、調定額が9,566万6,498円、収入済額9,326万708円、240万5,790円の収入未済となっております。住宅使用料分でございます。

15款国庫支出金、1項の国庫負担金から3項の国庫委託金まで、合わせまして予算現額が5億7,885万7,000円、調定額が5億7,931万5,231円、収入済額5億2,564万231円、5,367万5,000円の収入未済となっております。これにつきましては、繰越明許分でございまして、戸籍住民基本台帳関係及び公園維持関係の塩浪地区住宅団地関係の防衛の調整交付金分でございます。

16款県支出金、1項の県負担金から3項の県委託金まで、合わせまして予算現額が2億1,278万円、調定額、収入済額同額で2億2,422万2,877円でございます。

17款財産収入、1項の財産運用収入、2項財産売払収入、合わせまして予算現額が1億3,694万4,000円、調定額、収入済額同額でございまして、1億3,721万4,307円でございます。

18款寄附金 1項の寄附金でございます。予算現額255万円、調定額、収入済額同額でございまして、279万8,000円でございます。

19款繰入金 1項特別会計繰入金、2項基金繰入金、合わせまして予算現額5億7,380万4,000円、調定額、収入済額、同額で4億1,794万916円でございます。

20款繰越金 1項繰越金、予算現額が1億6,883万6,000円、調定額、収入済額、同額でございまして、1億6,883万6,282円でございます。

21款諸収入 1項延滞金、加算金及び過料から4項雑入まで、合わせまして予算現額が5,865万5,000円、調定額が6,737万59円、収入済額が6,669万2,032円、収入未済額が67万

8,027円でございますが、この分については給食費でございます。

22款 1項村債、予算現額が3億720万円、調定額、収入済額が同額で3億600万円でございます。

歳入合計といたしまして、予算現額が47億3,990万4,000円、調定額が47億4,884万2,043円、収入済額が46億1,524万8,877円、不納欠損額は26万5,092円、予算に対する執行率は97.37%となっているものでございます。収入未済額の1億3,332万8,074円、この中には繰越明許分が含まれてございますので、その分を除きますと7,965万3,074円となるものでございます。

続きまして、次のページをお開き願いたいと思います。歳出をご説明させていただきます。

1款 1項議会費、予算現額が8,490万2,000円、支出済額が8,438万2,070円でございます。

2款総務費、1項の総務管理費から6項の監査委員費まで、合わせまして予算現額が7億5,446万7,000円、支出済額が7億1,598万8,646円、翌年度繰越額といたしまして1,177万7,000円となるものでございます。繰越明許分2件分ございます。

3款民生費、1項の社会福祉費から4項の災害救助費まで、合わせまして予算現額8億1,503万6,000円、支出済額が8億842万7,375円でございます。

4款衛生費、1項の保健衛生費から3項の上水道費まで、合わせまして予算現額3億9,166万6,000円、支出済額が3億8,672万6,691円でございます。

5款農林水産業費、1項農業費、2項林業費、合わせまして予算現額が1億6,676万7,000円、支出済額が1億6,084万7,555円でございます。

6款商工費、1項の商工費でございます。予算現額1億6,031万4,000円、支出済額が1億5,640万1,712円でございます。

7款土木費、1項の土木管理費から5項の住宅費、合わせまして予算現額が11億8,212万6,000円、支出済額8億2,518万1,310円、翌年度繰越額が3億835万1,000円となっております。繰越明許6件分でございます。

8款消防費、次のページをごらんいただきたいと思います。1項の消防費、予算現額が1億4,388万9,000円、支出済額が1億4,051万9,843円でございます。

9款教育費、1項の教育総務費から5項の保健体育費まで、合わせまして予算現額が3億4,887万7,000円、支出済額が3億3,138万4,035円でございます。

10款災害復旧費、1項農林施設災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、合わせまし

て予算現額が2億9,099万8,000円、支出済額が2億6,389万9,899円でございます。

11款公債費、予算現額3億5,395万2,000円、支出済額が3億5,270万104円でございます。

12款諸支出金につきましては、予算現額4,259万5,000円、支出済額が1,140万円で、翌年度繰越額3,088万円となっているものでございます。繰越明許分1件分でございます。

13款予備費431万5,000円、支出はございませんでした。

歳出でございます。予算現額が47億3,990万4,000円、支出済額が42億3,785万9,240円、予算に対する執行率につきましては89.41%でございます。翌年度繰越額3億5,100万8,000円、合計での繰越明許分は9件分でございます。

歳入歳出差引残額3億7,738万9,637円となってございます。このうち、基金のほうへ繰り入れといたしまして1億2,000万円を繰り入れしているものでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

議長（細川運一君） 住民生活課長、国保、後期高齢会計、説明願います。

住民生活課長（早坂紀美江君） それでは、議案第53号平成28年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の111ページ、112ページをお開き願います。

一番下の歳入合計欄でございますが、予算現額が6億194万8,000円に対し、調定額が6億5,061万3,279円、収入済額が6億1,772万8,375円、不納欠損額が180万2,290円、収入未済額は3,108万2,614円でございます。予算の執行率は102.6%、前年度比1,768万7,191円の減となっております。

次に、115、116ページをお開き願います。

歳出合計につきましては、予算現額6億194万8,000円に対し、支出済額が5億5,958万2,671円、不用額は4,236万5,329円でございます。予算の執行率は93.0%、前年度比3,984万597円の減となっております。

歳入歳差し引きは5,814万5,704円で、そのうち基金繰入金は4,000万円でございます。

歳入歳出の主な内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、121ページ、122ページをお開き願います。

歳入についてご説明申し上げます。

1款国民健康保険税でございますが、調定額1億5,151万6,995円に対し、収入済額1億1,863万2,091円、収納率は78.3%となり、前年度に比べ1.8%の減となっており、不納欠損180万2,290円は4件分でございます。

3款1項1目療養給付費等負担金9,843万4,240円につきましては、前年度比412万3,956円の減額でございます。

2目高額医療費共同事業負担金406万9,089円につきましては、前年度比173万1,728円の増で、レセプト1件当たり80万円を超える高額医療費に対し交付されるものでございます。

次のページ、123、124ページをお開き願います。

3目特定健康審査等負担金106万1,000円は、特定健診等に要する基準費用の3分の1が交付されるものでございます。

2項1目財政調整交付金3,003万1,000円、前年度比1,800万2,000円の減でございます。
特別の事情等による2節の特別調整交付金の減額が主なものでございます。

4款前期高齢者交付金1億1,375万4,815円、前年度比3,188万3,605円で、こちらは65歳から74歳までの前期高齢者の偏在による保険者間の調整による交付でございます。

5款県支出金でございますが、1項1目高額医療費共同事業負担金並びに2目特定健康審査等負担金につきましては、3款の国庫支出金と同様の趣旨で同額の交付をされております。

2項1目県財政調整交付金3,532万4,000円につきましては、財政の安定化を図るための1号交付金、その他事情に対し2号交付金として交付されるものでございます。前年度比59万1,000円の減でございます。

6款1項1目高額医療費共同事業交付金1,096万9,175円、こちらはレセプト1件当たり80万円を超えるものが対象で、80万円を超える部分の100分の59が交付されるものでございます。

次のページ、125、126ページをお開き願います。

2目保険財政共同安定化事業交付金1億673万1,148円でございますが、平成27年度より全てのレセプトが対象となり、80万円までに対し100分の59が交付されるものでございます。

8款1項1目一般会計繰入金3,911万7,961円、一般会計から国保会計への繰り出し基準に基づく繰り入れで、前年度比251万2,922円の減でございます。

2項1目基金繰入金は4,000万円の基金取り崩しを行っております。

9款繰越金1,299万2,298円、平成27年度からの繰り越しで、前年度比74万9,237円の増額でございます。

続いて、歳出の主なものについてご説明申し上げます。129、130ページをお開き願いま

す。

1款 1項総務管理費966万7,831円、1目一般管理費917万6,064円、2目連合会負担金49万1,767円でございますが、職員1名分の人事費並びに事務費のほか、1目13節委託料107万1,258円につきましては、国保情報データベースシステム等の保守料が主なものでございます。

2項徴税費330万989円、国保税の賦課徴収に係る事務費や納税貯蓄組合連合会への納税奨励金及び運営費補助金等でございます。

次のページ、131、132ページをお開き願います。

2款 1項療養諸費2億7,652万4,900円、前年度比2,319万7,080円の減となっております。

2項高額療養費3,214万732円、前年度比88万3,555円の減でございます。こちらは自己負担額の限度額を超えた部分に対する支払いとなります。

3項 1目出産育児一時金126万円、1件当たり42万円の出産育児一時金の支払いになりますが、28年度は3件でございました。

4項 1目葬祭費35万円、国保の被保険者が死亡され、葬祭をとり行った方へ1件当たり5万円を支給するものでございます。7件分を支給してございます。

次のページをお開き願います。

3款後期高齢者支援金等6,839万339円は、社会保険診療報酬支払基金に支援金として拠出したものでございます。

ページの一番下になりますが、6款介護納付金2,718万8,923円につきましては、40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者に係る保険料相当額を支払基金へ納付するものでございます。

次のページ、135、136ページをお開き願います。

7款共同事業拠出金1億3,070万9,277円、前年度比275万1,971円の減、高額な医療費が発生した市町村に給付される高額医療費共同事業費並びに保険財政共同安定化事業を運営するために国保連合会に拠出したものでございます。

8款 1項特定健康診査等事業費662万3,315円は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40歳から74歳までの被保険者に対する特定健康診査並びに特定保健指導に要した費用であります。

2項保健事業費181万7,714円、医療費適正化事業等の経費で、レセプト点検員の賃金、医療費等の通知、健診結果説明会、脳ドック受診助成などでございます。

次のページ、137、138ページをお開き願います。

9款基金積立金19万6,000円、国保財政調整基金の利息相当分の積立金でございます。

11款諸支出金124万7,923円につきましては、国庫負担金の返還金及び療養給付費交付金などの返還金であります。

以上、国保会計の主なものについてご説明申し上げました。

続きまして、議案第57号平成28年度大衡村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の199、200ページをお開き願います。

歳入合計でございますが、予算現額4,984万円5,000円に対し、調定額5,020万5,586円、収入済額5,001万4,786円、収入未済額19万800円となり、予算の執行率は100.3%で、前年度比273万8,735円の増ございます。

次のページ、201、202ページをお開き願います。

歳出合計の予算現額につきましては、歳入と同額でありまして、支出済額4,906万9,238円となり、不用額77万5,762円でございます。予算の執行率は98.4%、前年度比254万638円の増でございます。

歳入歳出差引残額は94万5,548円でございます。

歳入歳出の主な内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、207ページ、208ページをお開き願います。

歳入からご説明申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料でございますが、調定額2,716万円に対し、収入済額2,696万9,200円、収入未済額19万800円でございます。

1項1目の特別徴収保険料については、収納率100%となっております。

2目普通徴収保険料については、収納率98.4%となっております。

3款1項1目事務費繰入金672万9,423円の収入につきましては、職員1名分の人件費及び事務費等に対する一般会計からの繰り入れでございます。

2目保険基盤安定繰入金1,555万577円、低所得者に係る軽減分及び被扶養者に係る均等割額の軽減分に対する繰り入れでございます。

4款繰越金74万7,451円は、平成27年度からの繰越分でございます。

続いて、歳出の主な内容についてご説明申し上げます。

211、212ページをお開き願います。

1款1項総務管理費499万9,954円、こちらは職員1名分の人事費及び事務費でございます。

2項徴収費102万8,556円は、納税貯蓄組合への奨励金、帳票等の印刷代などが主なものでございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金4,303万1,577円につきましては、後期高齢者保険料並びに一般会計から繰り入れの保険基盤安定繰入金を広域連合へ納付したものでございます。

次のページ、213、214ページをお開き願います。

3款2項1目一般会計繰出金9,151円は、繰越金調整分でございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君）　都市建設課長、下水道、戸別合併、宅地造成、水道会計について説明を願います。

都市建設課長（後藤広之君）　決算書の141ページ、142ページをお願いいたします。

平成28年度大衡村下水道事業特別会計歳入歳出決算について。

まず、歳入の合計でございますが、予算額3億6,350万1,000円に対しまして、調定額3億2,360万7,422円、収入済額3億1,230万5,407円となっております。

続きまして、次のページをお願いいたします。

歳出について、歳出の合計といたしまして、予算額3億6,350万1,000円に対しまして、支出済額3億933万1,353円となっておりまして、執行率が85.1%となっておりまして、翌年度繰越額は5,143万8,000円で、歳入歳出の差引残額が297万4,054円となっております。

続きまして、事項別明細書で主なものをご説明いたします。149ページ、150ページをお願いいたします。

歳入について。

1款1項1目下水道事業負担金、調定額148万628円に対しまして、収入済額45万7,808円で、収入未済額は102万2,820円でした。こちら全て1節の受益者負担金の過年度分となっております。

2款1項1目下水道使用料1億734万6,274円で、対前年度比10.6%増、収入未済額は110万9,195円で、前年度比0.2%減となっております。

次のページをお願いいたします。

3款1項1目下水道事業国庫補助金1,183万円です。こちらは下水道マンホールポンプ

場長寿命化工事及び塩浪地区住宅団地下水道整備工事分となっておりまして、収入未済額917万円につきましては、塩浪地区分の繰越に伴うものとなっております。

4款1項1目一般会計繰入金1億5,172万8,000円。

5款1項1目繰越金758万5,975円。

7款1項1目下水道事業債3,310万円のうち、1節特定環境保全公共下水道事業債2,490万円につきましては、マンホールポンプ場長寿命化工事並びに塩浪地区住宅団地下水道整備工事分に充当したものとなっております。

次のページをお願いいたします。歳出についてです。

1款1項1目総務管理費7,057万5,712円、この中の主なものといたしましては、19節負担金、補助及び交付金につきまして、吉田川流域下水道維持管理負担金ほかとなっております。

2目管渠管理費1,585万6,807円です。こちらの主なものといたしましては、13節委託料の917万7,840円は、下水道施設の維持管理、流域下水道の水質管理業務に加えまして、古館マンホールポンプ場の圧送管洗浄ほかとなっております。

2項1目公共下水道建設費4,466万5,791円ですが、こちらの主なものといたしましては、次のページをお願いいたします。15節工事請負費といたしまして3,687万4,160円、こちらはマンホールポンプ場の長寿命化工事並びに塩浪地区住宅団地水道整備工事分の前払金分となっておりまして、繰越明許費5,143万8,000円は、塩浪地区分となっております。

2款1項公債費1億6,898万3,188円につきましては、平成27年度末の残高16億241万4,000円に係る償還金、償還元金及び利子分になっております。

下水道事業特別会計につきましては、以上となります。

次に、浄化槽会計について、185、186ページをお願いいたします。

平成28年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算について。

歳入の合計ですが、予算額3,427万2,000円に対しまして、調定額3,437万7,361円、収入済額3,404万5,061円となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出について。歳出の合計ですが、予算額3,427万2,000円に対しまして、支出済額3,270万764円となっておりまして、執行率が95.4%となっております。

歳入歳出の差引残高は134万4,297円となっております。

続きまして、詳細の主なものについて事項別明細書でご説明申し上げます。193、194ペ

ページをお願いいたします。

歳入について。

1款1項1目合併処理浄化槽分担金でございます。収入済額48万7,000円につきましては、浄化槽6基分に係る受益者分担金となっております。

2款1項1目合併処理浄化槽使用料1,558万7,300円につきましては、前年度比4%増となっております。

3款1項1目循環型社会形成推進交付金238万9,000円につきましては、浄化槽7基設置に係る交付金、補助率3分の1となっております。

4款1項1目一般会計繰入金964万2,000円となっております。

次のページをお願いいたします。

5款1項1目繰越金152万1,044円です。

一番下、7款1項1目下水道事業債390万円は、浄化槽7基設置分に係る補助金の裏に充当した起債となっております。

続きまして、次のページをお願いいたします。歳出について。

1款1項1目合併処理浄化槽管理費2,408万6,248円のうち、主なものといたしましては、13節委託料2,000万5,139円につきましては、平成28年度末現在353基分に係る浄化槽の保守点検、清掃等維持管理業務委託料となっております。

2目合併処理浄化槽建設費701万2,498円のうち、主なものといたしましては、15節工事請負費につきましては、浄化槽7基分の設置に係る工事費となっております。

2款1項公債費160万2,018円につきましては、平成27年度末現在の未償還残高5,247万1,000円に係る元金及び利子分となっております。

浄化槽会計につきましては、以上となります。

続きまして、宅造会計について。215、216ページをお願いいたします。

平成28年度大衡村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算について。

歳入の合計ですが、予算額3億8,122万4,000円に対しまして、調定額3億354万1,104円、収入済額3億354万1,104円となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出について。歳出の合計ですが、予算額3億8,122万4,000円に対しまして、支出済額3億337万2,288円、執行率が79.6%となっております。翌年度繰越額が3,088万円となっておりまして、歳入歳出差し引きの残高が16万8,816円となっております。

次に、事項別明細書で主なものをご説明いたします。

223、224ページをお願いいたします。

歳入について。1款1項1目一般会計繰入金350万円につきましては、歳出の1款一般管理費に充当したものとなっております。

3款1項1目村債2億9,440万円は、塩浪地区住宅団地造成工事並びに確定測量業務等に係る歳出の2款事業管理費に充当したものとなっております。

4款1項1目繰越金564万1,038円となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出について。1款1項1目一般管理費375万6,022円につきましては、職員1名分の人物費となっております。

2款1項1目塩浪地区造成事業費2億9,961万6,266円のうち、主なものといたしましては、13節委託料が確定測量業務の前払金分、15節工事請負費につきましては、造成工事の精算払い分、流末水路の整備工事分となっております。

なお、繰越明許費3,088万円につきましては、確定測量業務分が主なものとなっております。

宅地造成事業特別会計分につきましては、以上となります。

次に、水道会計について。227、228ページについてお願いいたします。

平成28年度大衡村水道事業決算報告について。

まず、(1)収益的収入及び支出、3条予算の収入についてでございます。

第1款事業収益、予算額2億6,327万2,000円に対しまして、決算額2億5,800万8,427円、収納率が98%となっております。

内訳といたしまして、第1項営業収益2億980万3,914円といたしましては、主なものが水道使用料となっております。

第2項営業外収益4,819万6,732円につきましては、一般会計からの補助金並びに長期前受戻入金が主なものとなっております。

続きまして、支出について。

第1款事業費用、予算額2億6,327万2,000円に対しまして、決算額2億4,536万6,556円、執行率が93.1%となっております。

内訳といたしまして、第1項営業費用2億3,611万4,835円、主なものといたしまして大崎広域水道からの受水費と減価償却費などとなっております。

第2項営業外費用919万3,773円、主なものといたしまして企業債の利息、支払消費税となっております。なお、詳細の内訳につきましては、後ほど246ページ、247ページの収益費用明細書をごらんいただければと思います。

続きまして、次のページをお願いいたします。

資本的収入及び支出、4条予算の収入について。第1款資本的収入、予算額96万6,000円に対しまして、決算額96万6,168円です。こちらは全て開発負担金となっております。

支出について。第1款資本的支出、予算額1,614万8,000円に対しまして、決算額1,559万2,775円となっております。内訳といたしまして、第1項建設改良費27万6,900円につきましては、量水器の購入分となっております。

第2項企業債償還金1,531万5,875円につきましては、平成27年度末の未償還元金2億6,848万7,768円分に係る償還金になります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1,462万6,607円は、過年度損益勘定留保資金で補填してございます。

次のページをお願いいたします。損益計算書についてでございます。

まず、1の営業収益から2の営業費用を差し引いた営業利益につきましては2,944万8,049円の赤字となっており、これに3番営業外収益と4番営業外費用を加味した経常利益につきましては1,274万4,206円の黒字となっております。さらに、5番、特別利益と6番特別損失を加味しました当年度の純利益といたしましては、1,269万4,039円の黒字となっております。これによりまして、最終的な当該年度の未処分利益剰余金といたしまして1,692万13円となっております。

次に、232ページ、キャッシュフロー計算書についてでございます。

こちらは、平成28年度中の資金の増減額につきましては、ページの下から3行目、3,370万7,139円の増となりまして、前年度末の残高と合わせた平成28年度末の現金預金の残高は4億4,928万241円となっております。前年度比8.1%増となっております。

次のページをお願いいたします。233、234ページにかけてですが、剰余金計算書についてでございます。

当年度の変動額といたしまして、開発負担金の受け入れが89万4,600円と、当年度の純利益が1,269万4,039円、合わせまして1,358万8,639円の増額となり、資本の合計は一番右下ですが、7億4,827万2,065円となっております。

233ページの（5）の剩余金処分計算書につきましては、表のとおりで当該年度の処分はございません。

続きまして、次のページをお願いいたします。貸借対照表についてでございます。

まず、資産の部についてですが、固定資産の合計額といたしましては10億5,743万8,256円となりまして、流動資産の資産の合計につきましては4億7,541万750円となっております。

次のページの負債の部につきましては、4番の流動負債と5番の繰延収益が減額となった関係から、負債の合計が対前年度比4.1%減の7億8,457万6,941円となっております。

資本の部につきましては、7の（1）開発負担金と（2）の2ですね。当該年度末処分利益剰余金が増額となった関係から、資本の合計が対前年度比1.9%増の7億4,827万2,065円となりまして、負債と資本の合計を合わせた合計額は15億3,284万9,006円となっております。

次のページをお願いいたします。こちら、重要な会計方針に係る事項に関する注記につきましては、前年度同様となっておりますので、ごらんいただきたいと思います。

また、次ページ以降の附属資料についても後ほどごらんいただければと思います。

水道事業会計については以上となります。よろしくお願いします。

議長（細川運一君） 健康福祉課長、介護保険会計について説明願います。

健康福祉課長（残間文弘君） それでは、平成28年度大衡村介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。決算書、157、158ページをお開き願います。

歳入予算合計5億3,731万円、調定額5億3,998万8,214円、収入済額5億3,800万6,507円、収入未済額198万1,707円となっております。予算に対する執行率は100.1%で、前年度比1,696万215円の増となっています。

続きまして、次のページ、お願いいいたします。

歳出です。歳出予算現額に対しまして、支出済額5億1,647万6,999円で、予算に対する執行率は96.1%、前年度比2,189万5,775円の増で、歳入歳出差引残額は2,152万9,508円となっています。

内容の主なものにつきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。165、166ページをお願いいたします。

歳入です。1款1項1目第1号被保険者保険料、収入済額1億310万477円、収入未済額176万1,707円、28名分で収納率は現年度分が99.31%、過年度分が19.29%となっておりま

す。年度末の1号被保険者数は1,521名となっておりまして、前年度より55名増となっております。

続きまして、3款1項1目介護給付費負担金8,556万7,924円の収入済額になっており、法定負担率は給付費の居宅サービス分が20%、施設サービス分が15%となっております。

2項1目調整交付金2,541万7,000円の収入済額になっており、標準給付費に対する交付割合が5.9%となっております。

2目地域支援事業交付金（介護予防事業）205万5,124円、補助率が25%。

3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）214万5,000円、こちら補助率が39%になっております。

4目介護保険事業費補助金は、システム改修に係る補助金で、29年度繰越事業のため、収入未済となっております。

次のページ、お願いいいたします。

4款1項1目介護給付費交付金1億3,129万9,541円、こちらは40歳から65歳未満の2号被保険者保険料に係る分で、負担率は28%になっております。

2目地域支援事業交付金226万508円、同じく28%の負担率になっております。

5款1項1目介護給付費負担金6,644万2,000円の収入済額で、居宅分が12.5%、施設分17.5%の負担率となっています。

3項1目地域支援事業交付金（介護予防事業）102万7,562円、補助率は12.5%。

2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）107万2,500円、補助率が19.5%となっています。

飛びまして、7款繰入金1項1目介護給付費繰入金5,820万2,000円の収入済額で、法定村負担分12.5%相当となっております。

次のページお願いいいたします。

2目その他一般会計繰入金2,775万5,000円、職員1名の人事費相当分及び介護認定に係る事務費の繰り入れとなっております。

3目地域支援事業繰入金（介護予防事業）88万7,000円、負担率が12.5%で、職員1名分の人事費相当及びいきいきサロン等介護予防事業に係る事業費分となっております。

4目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）142万円、負担率19.5%で、職員1名の人事費相当及びケアプラン作成等包括的支援事業に係る事業費分となっております。

8款1項1目介護サービス計画収入、要支援1、2に係る地域包括支援センターが作成するケアプラン収入となっております。

9款1項1目繰越金2,646万5,068円となっております。

次のページをお願いいたします。

10款3項2目雑入13万5,820円、いきいきサロン参加者負担金及び介護者のつどいの参加負担金となっております。

続きまして、歳出です。173、174ページをお願いいたします。

1款1項総務管理費968万9,440円、主なものは職員1名分の人事費及び13節委託料224万2,445円は、高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画策定業務のアンケート実施分で、繰越明許費の162万円は、制度改正による介護保険システム改修費用となっております。

3項1目認定調査等費262万2,525円、介護認定調査員の賃金及び主治医意見書作成に係る経費となっています。

次のページをお願いします。

2目認定審査会共同設置負担金215万8,000円、一部事務事務組合に対する介護認定審査会の共同設置負担金で、本村審査件数340件分となっています。

4項は、介護保険運営委員会委員の報酬、費用弁償の経費となっています。

2款1項介護サービス等諸費4億1,657万1,206円、こちらは1目居宅介護サービス給付費から6目地域密着型介護サービス給付費に係る年間7,654件のそれぞれの介護サービス区分ごとの給付費となっています。

2項高額介護サービス等費958万5,280円は、1目高額介護サービス等費818件分、及び次のページをお願いします。2目高額医療合算介護サービス費38件分の給付費となっています。

3目その他諸費45万9,323円、国保連合会への介護給付費審査支払いに係る取り扱い手数料となっております。

4項特定入所者介護サービス等費2,977万5,820円、入所施設利用者の食費、居住費の負担限度額を超える分の補足給付となっております。

3款1項介護予防事業費940万650円、保健師1名分の人事費及びいきいきサロン、元気アップ教室、介護予防リハビリ指導、脳トレ学習教室等の経費となっています。

次のページをお願いします。

2項包括的支援事業・任意事業費1,621万962円、保健師1名分の人事費及び要支援者の介護予防ケアプラン作成に係る経費となっております。

5目任意事業費558万220円、次のページをお願いします。主なものは13節委託料と20節扶助費で、ひとり暮らし老人等配食サービス、介護者のつどい、緊急通報システム、紙おむつ支給等に係る経費となっております。

4款1項基金積立金、年度末の基金残高は1,704万6,818円となっております。

6款1項償還金及び還付加算金222万7,267円、こちらにつきましては、平成27年度分の国・県補助金の精算による返還金となっています。

次のページをお願いいたします。

2項繰出金972万607円、平成27年度一般会計繰入金の精算によるものです。

介護保険事業特別会計につきましては以上です。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君）　ここで休憩をいたします。

再開を2時15分といたします。

午後1時58分　休憩

午後2時15分　再開

議長（細川運一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、監査委員から平成28年度各種会計の決算審査にかかる意見を求めます。

渡邊保夫代表監査委員、登壇願います。

[代表監査委員　渡邊保夫君　登壇]

代表監査委員（渡邊保夫君）　それでは、平成28年度の大衡村各種会計決算審査意見書を報告申し上げます。

先ほど各担当のほうからも決算報告、数字的なものがございましたので、極力ダブらないようにお話し申し上げますが、ダブる点についてはご了承願いたいと思います。

それでは、1ページをお開きになっていただきます。

第1の審査の対象でございますが、一般会計及び特別会計決算、（1）の平成28年度大衡村一般会計歳入歳出決算から、（10）の平成28年度大衡村水道事業会計歳入歳出決算でございます。

第2、審査の期間でございますが、平成29年6月28日から平成29年7月27日までございます。

第3の審査の方法でございますが、村長から提出された各種会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用に関する調書について、①決算の計数は正確であるか、②予算の執行が適正かつ効率的に行われたか、③財政運営が健全であるなどを主眼に置き、また公有財産、基金、物品の管理についても留意しながら帳票、証書を精査するとともに、必要な資料の提出とあわせて担当職員の説明を求め、審査を実施いたしました。

第4、審査の結果、総括、審査に付された各種会計歳入歳出決算書等については、関係法令に準拠して作成され、各種証書等を照合審査した結果、計数はいずれも誤りないと認めた。

また、予算の執行は的確かつ合法的に行われており、おおむね適正であると認めた。

平成28年度一般会計を概観すると、前年度に比べて、歳入で2,772万2,000円増加の46億1,524万9,000円、歳出では1億83万2,000円減少の42億3,785万9,000円となった。

歳入歳出差引額は3億7,739万円となり、そのうち翌年度繰越財源1億4,272万6,000円を差し引いた実質収支は2億3,462万8,000円の黒字になっております。

続きまして、次の2ページをお開きになっていただきます。

財政運営及び資金収支は効率的に行われており、基金は設置目的に従って運用されており、その収益の処理も適正に行われていた。今後についても、基金設置の目的に沿って有効活用される施策の検討を図っていただきたい。

財政構造の弾力性を判断する指標の一つである「経常収支比率」については、前年度の87.1%より7.3%増の94.4%となった。経常収支比率は75%以下が望ましいとされていることから、今後はさらなる経常的経費の節減に努力されたい。

公債費比率については、前年度の4.9%より0.1%増の5.0%になった。また、地方債残高比率は、前年度の127.3%より1.0%増の128.3%となったが、健全エリア内である。

本村では、第5次総合計画において「ともに育み、ともに創り、ともに生きる愛と活力にあふれたまちづくり」を基本理念として、主役である村民と企業、行政との協働により、みんなが明るく元気に暮らせる大衡村の方向性を示している。それを着実に進めるためにも、財政面においての基本目標である「財政計画の立案と計画に基づいたコスト削減を図り、限られた予算で効率的、重点的な整備を進める」ことに、より一層取り組んでいただきたい。

本村の自主財源の比率は51.5%と、前年度より1.7%増となった。内容としては、地方

交付税が前年度と比較すると5,302万1,000円減の9億2,559万2,000円が交付され、国庫支出金は1,163万2,000円減の5億2,564万円となった。地方譲与税は462万円増の4,795万5,000円、地方消費税交付金も1,152万4,000円増の1億4,778万5,000円となったことも要因となっている。

今後さらなる自主財源比率を高めるためにも、企業誘致活動の推進とともに、ときわ台南住宅団地の早期完売に尽力していただき、あわせて住民生活環境の整備や福祉向上、基幹産業である農業振興について、長期的視野に立った財政運営を行うことを望む。

決算審査に当たり、その他改善及び要望する点などを下記のとおり記述することとした。

①といたしまして、平成28年度一般会計の繰越未納額は7,965万3,000円と、昨年度より減少している。その収納対策として、宮城県地方税滞納整理機構への回収依頼や村税等縮減対策本部会議を中心に各課が連携を図り、滞納整理に努力していることは、滞納者への訪問記録などを見ても評価できるが、村税及び各種使用料の滞納額の中には、相当の年数が経過したまま固定化した債権を有しており、その対策が急がれる。その中で、長年の懸案だった特別土地保有税については、債権者より300万円の納付があり、一つの区切りがついた形となった。

役場の機構改革によって、平成28年度から税務課内に徴収対策室が設置されたが、効果的な機能をまだ果たしていないと思われる所以、庁内で検討し、さらなる活動に期待したい。また、滞納状況について担当者だけで整理困難なものについては、宮城県地方税滞納整理機構への回収依頼、あるいは強制的な手段も視野に入れて収納実施計画をつくり、しっかりととした滞納額縮減に努められたい。

②国民健康保険税については、収納率が前年度の80.1%より1.8%下降し、78.3%になっており、安定的な運営を継続していくためにも、引き続き滞納者への納付指導と徴収業務に努力されたい。

③水道事業会計については、前年度対比で事業収益が105.1%、事業費用で100.5%となり、経常利益として1,269万4,000円を計上することができた。水道使用料の繰越未納額も前年度対比96.6%と減少しており、今後さらなる滞納額縮減に努力していただくとともに、債権管理条例などの新たな対策の検討も考慮されたい。

④住宅使用料については、前年度の繰越未納額が221万3,000円であったが、平成28年度は240万6,000円となり、19万3,000円の増加となった。引き続き、滞納者への納付指導を行うとともに、新たな滞納者の金額が増加しないよう徴収に努められたい。

⑤給食費の滞納額は、前年度64万9,000円であったが、2万9,000円増加し、67万8,000円となった。滞納者の人数も、少数ではあるが固定化しており、現年度も発生していることから、今後はさらなる努力が必要と思われる。理解を得ながら縮減に努められたい。

⑥保育料の滞納額は、前年度30万3,000円より15万9,000円減少し、14万4,000円となり、年々減少している。徴収に努力された結果を評価したい。

⑦奨学資金については、滞納額241万8,000円と増加になっており、現年末済額も発生している状況である。また、滞納者の中には転居等により連絡が滞る事例もあり、しっかりとした対応が求められる。今後も滞納額縮減に努められたい。

⑧財政事務については、関係法令や規則に基づき、おおむね計画的に事務処理されていた。今後も帳票、書類について、誤記載や収入支出金額の遺漏がないよう要望するものであります。

続きまして、4ページ、5ページを飛んでいきまして、8ページですね。お開きになつていただきまして、表3の財政分析の指標でございますが、ただいま申した中で、上から2番目の経常収支でございますが、この中も全部大事なのですが、比率ですね。財政構造力の弾力性を見る上で最も重要な比率であるということで、平成28年度94.4%ですか。前年度より7.3%増加しておりますが、摘要にもあるように、75%以下が望ましいということです。この点も事業をする上で勘案しながら事務の執行に当たっていただきたいと思います。

それから、中をずっと飛んでいただきまして、20ページをお開きになっていただきます。地方債の現在高の状況ということで、単位は千円単位になっております。

それで、左が前年度、平成27年度末の現在高で34億4,014万8,000円で、右端が平成28年度の現在高で34億2,691万9,000円の金額になっております。それで、先に申し上げればよかったですですが、単位は円単位でなっているところもございますし、また千円単位になってあらわしている額もございますが、千円単位につきましては、地方財政の状況調査表と合致するということで四捨五入になっておりますので、その点ご理解いただきたいと思います。

それから、21ページから36ページまでが特別会計の決算額になっておりますが、数字的なものは割愛させていただきます。

それで、37ページをお開きになっていただきます。

9の基金運用状況でございますが、各種基金は平成28年度末現在高において、積立基金21億5,472万1,000円、定額運用基金が30億6,150万8,000円となっており、一般会計基金は前年度より4,265万円減少しております。

また、特別会計においては、総額1億296万7,000円となっており、前年度より980万4,000円の減となっております。

基金運用については、各基金それぞれ設置の目的に沿って適正であると認めました。

それで、39ページが水道事業会計で、41ページまでですか、なっておりますので、この中身についても割愛させていただきます。

以上、決算審査意見書の報告といたします。

議長（細川運一君） これより代表監査委員から説明がありました決算審査意見書に対する質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっている平成28年度大衡村各種会計歳入歳出決算認定については、議長を除く全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することにしたいと思います。なお、決算審査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限を、決算審査特別委員会へ付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。よって、平成28年度大衡村各種会計歳入歳出決算認定については、決算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決定をいたしました。

ここでお諮りします。ただいま決算審査特別委員会に付託しました8件の議案審査については、会議規則第45条第1項の規定により、来る9月14日まで終了するよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会の審査は、来る9月14日まで終了するよう期限をつけることに決定をいたしました。

ここで、決算審査特別委員長、副委員長を選任していただくため、暫時休憩をいたします。

再開は、委員長、副委員長が決定次第開きます。

午後2時34分 休憩

午後2時44分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員長、副委員長が選任されましたので、その結果を報告いたします。

委員長に石川 敏君、副委員長に遠藤昌一君が選任されました。

ここでお諮りします。決算審査特別委員会並びに議案調査のため、9月8日から9月13日までの6日間を休会といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。

なお、9月14日の会議は、決算審査特別委員会終了後に開会することにいたします。

これで本日の日程は全て終了をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。

大変お疲れさまでございました。

午後2時45分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

大衡村議会議長

署名議員

署名議員